

## 釧路市介護人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業に従事する介護職員及び居宅介護支援事業に従事する介護支援専門員の研修に係る受講料等の一部を支援することにより、市内の介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所における新たな人材の参入、職員の定着並びにキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で用いる用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 研修 別表第1に定める研修をいう。
- (2) 介護サービス事業 次に掲げる事業をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
  - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
  - ウ 法第8条第25項に規定する介護保険施設
  - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
  - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- (3) 居宅介護支援事業 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。
- (4) 介護サービス事業者 第2号に掲げる事業を行う介護サービス事業所を市内に有する法人をいう。
- (5) 居宅介護支援事業者 第3号に掲げる事業を行う居宅介護支援事業所を市内に有する法人をいう。
- (6) 介護職員 介護サービス事業者が直接雇用し、市内の介護サービス事業所において介護業務に従事している者をいう。
- (7) 介護支援専門員 居宅介護支援事業者が直接雇用し、令和7年4月1日以降に市内の居宅介護支援事業所において居宅（介護予防）サービス計画作成業務に従事している者をいう。
- (8) 受講料等 研修の実施機関が受講にあたって定める受講料、テキスト代をいう。ただし、補講等に係る費用及び手数料は含まないものとする。
- (9) 支給金 介護サービス事業者における介護職員又は居宅介護支援事業者における介護支援専門員が負担した受講料等の全額について、給与、賃金及び諸手当とは明確に区別して支給された金銭をいう。

(10) 高等学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する全日制、定時制及び通信制の高等学校、特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程をいう。

(11) 大学等 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

（補助対象者）

第 4 条 この補助金の対象者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 個人の補助対象者

前条第 6 号及び第 7 号に規定する個人

(2) 法人の補助対象者

前条第 2 号及び第 3 号に規定する法人

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる費用は、個人の補助対象者については、受講し修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等とし、介護サービス事業者若しくは居宅介護支援事業者から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成に係る額を除いた額とする。また、法人の補助対象者については、介護職員若しくは介護支援専門員が受講し修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等又は支給金とする。

2 研修の修了日が申請日から過去 1 年以内である場合の受講料等を補助の費用の対象とする。

3 法人の補助対象者自らが研修の実施機関として開講する研修を、自らが雇用している介護職員に受講させる場合の受講料等については、補助の費用の対象としない。

4 受講料等に対して、国、道又は他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の費用の対象としない。ただし、研修の実施機関における割引制度等を利用した場合には、その利用後の額を補助の費用の対象とする。

5 高等学校等又は大学等の授業等において受講した研修の受講料等については、補助の費用の対象としない。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表第 1 に掲げる対象研修に応じた補助率を乗じて得た額であって、同表に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。なお、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 1 号様式－1 又は第 1 号様式－2 の申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）

(2) 研修の修了証明書の写し

(3) 領収書等支出したことを証明する書類の写し（あて名は補助対象者のものに限る。）

(4) 雇用証明書（第 2 号様式、1 か月以内に発行されたものに限る。）

(5) 個人の補助対象者において、介護サービス事業者又は居宅介護支援事業者から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成を受けたことが分かるもの

(6) 法人の補助対象者において、介護職員又は介護支援専門員に対して支給金を支払っている場合は、その支給明細書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定により決定された補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の請求をするものとし、市長は当該請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(決定等の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の不決定とし、又はすでに決定したときは決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 法人の補助対象者は、補助金交付対象となった介護職員又は介護支援専門員が長期にわたり勤務することができるよう、職場環境の改善や処遇改善等に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

対象研修	補助率	上限額
介護職員初任者研修	10分の10以内	受講者1人につき10万円
介護福祉士実務者研修	10分の10以内	受講者1人につき10万円
介護支援専門員実務研修	10分の10以内	受講者1人につき8万円